平成２４年（フ）第５７号
鹿児島県姶良市加治木町反土42番地１　ハイツアストレーアＣ棟101号
債務者　宮田いつ子（旧姓遠竹）
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
宮崎市霧島４丁目28番地　コーポラス愛106号
債務者　津郷百合子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０１号
宮崎県延岡市浜町177番地９
債務者　甲斐　宏幸
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５７号
徳島市城南町１丁目７番22―312号、前住所徳島市国府町南岩延79番地の５
債務者　小川美枝子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平159番地１
青空マンション102号
債務者　大見謝恒和
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５５号
山口県柳井市東土手10番８号
債務者　平田　康夫
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第６３号
山口県岩国市楠町２丁目６番10号
債務者　末村　幸一
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第６５号
山口県岩国市柱野972番地３
債務者　山下　光彦
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第６６号
山口県岩国市美川町南桑2185番地
債務者　田中　義光
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７０号
山口県岩国市青木町３丁目46番５号　青木ハイツ５号
債務者　石橋　厚子
１　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７１２号
神戸市中央区熊内町３丁目６番６号
債務者　ＷＯＯＤＳ　ＭＩＣＨＡＥＬ　ＡＮＴＨＯＮＹ
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２４号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目４番地１　Ｃ棟801号
債務者　藤井　郁恵
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８７号
沖縄県那覇市小禄５丁目10番地１　ハウスドリーム202
債務者　福留　義仁
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１７１号
愛媛県松山市西石井３丁目16番32号　西石井団地２棟226号
破産者　伊藤　洋子
１　決定年月日　平成24年８月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
愛媛県松山市小坂４丁目５番54号　ＢＩＧフォレスト小坂201号
破産者　鈴木　亜衣
１　決定年月日　平成24年８月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８２号
愛媛県松山市桑原４丁目12番45号　グランアール東雲202号
破産者　竹田津　恩
１　決定年月日　平成24年８月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
高知市東久万88番地　野口アパート
破産者　多田　　勇
１　決定年月日　平成24年８月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１０号
高知市愛宕町４丁目１番19号、住民票上の住所高知市福井町2266番地13
破産者　門田　美鈴
１　決定年月日　平成24年８月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５２号
高知市中水道５番16号　シンフォニィ204号、住民票上の住所高知県四万十市下田1253番地
破産者　大塚　一幸
１　決定年月日　平成24年８月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係